

卒業証明書等又は修了証明書の延長措置手続きについて

延長措置手続きとは

指定自動車教習所発行の卒業証明書等又は修了証明書については各証明書の技能検定等を受けた日から起算して、卒業証明書等は1年、修了証明書は3月の有効期限ですが、新型コロナウイルス感染症への対応として、緊急事態宣言が発令されていた期間の末日までに当該技能検定等を受けた方で、それぞれの有効期間の末日までに申し出があれば、緊急事態宣言が発令されていた期間の日数分、特別措置として有効期間が延長されます。

対象者

山形県内住所又は山形県内の指定自動車教習所に入所した方で、卒業証明書等又は修了証明書の有効期限が過ぎてしまいそうな方

申請場所・受付時間（本人及び代理人による申請）

- 総合交通安全センター試験係（2F）又は教習所の所在地を管轄する警察署窓口（※）
（※）山形署・上山署・天童署・村山署・寒河江署では申請できません。
- 月曜日から金曜日（平日） 午前8時30分～午後5時15分

必要なもの

- ★試験手続開始申請書（上欄部を記入）
（様式は申請窓口又は県警ホームページからダウンロードすることができます。）
- ★卒業証明書等又は修了証明書の原本（有効期限が経過していないこと。）
- ★委任状（代理人による申請の場合）
（様式は申請窓口又は県警ホームページからダウンロードすることができます。）
※代理人とは、親族等及び指定自動車教習所管理者に限ります。

郵送手続きによる申請の場合

1

送付先

郵便番号 994-0068 天童市大字高揃1300

総合交通安全センター 試験係

（赤字で「試験手続開始申請書在中」と記載し、簡易書留郵便に限ります。）

2

郵送手続きに必要なもの

- ★試験手続開始申請書（上欄部を記入）
（様式は申請窓口又は県警ホームページからダウンロードできます。）
- ★申請者の卒業証明書等又は修了証明書のコピー（有効期限が経過していないこと。）
- ★返信用封筒1通
（封筒に簡易書留郵便料金404円分の切手の貼付し、返信先の記載をお願いします。）

3

その他

- 期限が切れる前に必着するよう、余裕をもって郵送してください。
- 郵送書類に不備がある場合は、返信されない可能性があります。
- この手続き内容は今後変更される可能性があります。